

第3回 水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のための
プロジェクト会議（宮川プロジェクト会議） 概要

平成20年2月18日

於：議事堂603号室

9時30分～12時10分

出席委員：中村（進一）座長、青木謙順副座長、笹井健司委員、稲垣昭義委員、大野秀郎委員、
野田勇喜雄委員、西場信行委員、藤田正美委員、真弓俊郎委員、森本繁史委員、今井智広委員

欠席委員：なし

傍聴議員：なし

県政記者クラブ：なし

傍聴者：なし

事務局：神田次長、稲葉企画法務課副課長、大西主幹、福井主幹

出席説明員

[政策部] 交通・資源政策監 辻 英典、土地・資源室長 水谷一秀 ほか関係職員

[農水商工部] 総括室長 平本 明大 ほか関係職員

[県土整備部] 総括室長 宮崎 純則 ほか関係職員

[企業庁] 経営改善推進監 浜中 洋行 ほか関係職員

参考人：木本 凱夫 先生（元三重大学生物資源学部助教授・宮川流域ルネッサンス委員会委員
水部会部会長）

大野委員 一つ確認させてください。

3番の流量回復のところ、ここが一番大事なところだと思うので、これが議会にきちんといつ報告されたか。ルネッサンス委員会で0.2トンとすると、当面副知事を座長とする宮川流域ルネッサンス事業推進委員会と、私これ初めて聞きましたけれども、こういう会議を設置して、そしてこういう流量にするということを執行部として決定したということについて。私この流量の問題、ずっと議会で質問しているのですが、それを答弁で聞いたことがないのです。これはいつ議会に報告され、こういう推進会議が設置されて、こういう結果になったというような報告をいつ議会にされたのか、それをお伺いします。

水谷 政策部土地・資源室長 今、手持ちの資料で確認とれませんので、また後日ご報告させていただきますが、ちょっと今手持ちで見ていましたところ、答弁等の実績としては、そこまで今持ち合わせておりませんが、再度確認いたしましてまたご報告いたします。

中村座長 議会での質疑とは別に、議会へのこの2トンという数字が示された事実、報告があったか

どうかの部分も調べておいていただかないと。その辺がいつもの私どもの議論の中で、非常に重要な数字でもありますので、今の表現から言うと、大きな問題だと。

西場委員 この問題は非常に重要でありまして、全くされてないんですよ。だから、そういうような宮川に関する執行部の問題が非常にあって、もう執行部に任せられないということで、我々議会としても協議しているのです。あまり、執行部主導の説明ではなくて、やはり今日一番お願いしてきた学識経験の先生方が出られた部会としての、執行部を離れた側の立場の生のお話を今日聞かせてもらうことが、我々としては、これは常任委員会ではないものですから、執行部主体に話を聞く必要がないので、現場や、参考人の先生方の意見を我々は聞いていかななくてはならない。

執行部はあくまでも参考意見でありまして、執行部のその問題について我々はチェックする立場ですので、どうぞ執行部主体でなくて、今日お持ちいただいた部会の方の話を中心にいたしていただきたいと思う。

大野委員 私のは後で資料をもらったらよろしいです。

中村座長 執行部という形での今までの経過も含めてお話もいただいたのでありますけれども、今日大変お忙しい中、木本先生にもお越しをいただいております。

ルネッサンス事業の水部会の件ですね、流量回復で議論の中身というよりか、理念ですね、その部分をぜひさせていただければというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

木本参考人 きょう私の勝手な都合で早くから始めていただきまして、大変恐縮です。御礼とおわびを申し上げます。

今、座長さんからご指摘ありましたように、私の方から骨子を説明いたしまして、皆様のご質問を受けてまたお答えするという、そういう方法でよろしいでしょうか。

では座ってさせていただきます。

この白板に張ってある図面をもう一度前に開いていただけますでしょうか。その中で一つ問題になっていますのが、流量回復のポイントが、宮川ダム直下疏と粟生頭首工の直下流になる。ここをお願いしました理由は、先ほど冒頭で説明ございましたように、ここに水が流れない、もしくは極力少なくなる期間が相当長く生じるということです。

河川というものは、さっき座長さんもおっしゃったように、本来の自然の姿ですと、これは流れが合ったの河川なんです。したがって、こういったところに減水区間、断水区間を生じさせないでということ、宮川ダム直下と粟生頭首工直下、これを選んだ理由です。

それから、一気に2トン、5トン、ダム直下で2トン、それから粟生頭首工直下で5トンという話でございますけれども、これもいったいどのような形で、何を根拠によれば一番話がしやすいかということ、これを水部会で考えたのです。

そうしますと、今発電で水を取っている、農業用水で水を取っている、そういった水を全く取らない場合、本当の姿、自然の河川の場合、流れがどういったものだろうか。そのときに雨が降れば水はたくさん流れる、降らなければなくなる。本来の姿のときに、一番水の少ない時の状況はどんなものか、これが非常に難しいことが書いてあるんですけども、年間355日を下回らないというのですけれども。要は355日間はこの水以上の流れが流れていますよという、それを湯水量という。したがって、湯水量というものを一つの指標にしようではないかというのが水部会の考えです。

もう一度繰り返しますと、我々、利水、人の生活、なりわいに水を利用しないで、雨が降れば素直に途中、水は増えて海まで流れていく、これが幾らであろうか、その中でも一番湯水の量、もちろんこれは湯水といえますけれども、直近の10カ年平均ですので、もっとひどい湯水がありましようし、楽なときもあったでしょう。一応10カ年の平均です。ですから、これを出発点にしようじゃないか。

もう一度整理しますと、河川に連続性を持たせたい。けれども、大流量は保証できない。すると自然の河川が一番保証できるであろうような湯水流量、それが直下で2トン、粟生頭首工で5トンだと。したがって、これを長長期の目標にしましょうというのが水部会の姿勢です。

一応ここまで区切りますが。

中村座長 先生、長長期という概念というのは、どうとらえられたんですか。

木本参考人 これは水部会の中で非常にまとめるのに苦労したところですけども、各利水関係者がおみえになって、もう一つ、これは2トン、5トン、先ほど申しましたように平均値ですので、必ずその数字が保証できるものでもなし、もう一つは、今一気にそういう数字を実現できることはまず無理だろう。

したがって、長長期という中にはこれが理想の姿だよということを含めた意味の長長期です。いつかは実現したいということです。それが本来の河川であろうと。

藤田委員 1点よろしいですか。

環境と利水、それが正常流量というか、自然の流れなんですけれども、宮川の流れを見ますと、今、宮川直下から粟生頭首工までは大きな利水はないんですよね。発電という利水がありましても。粟生頭首工直下からは宮川用水というような、いわゆる保全に対する利水があります。

先生が今、宮川直下で2トンと言われました。粟生頭首工直下で毎秒5トンと。そうすると、その2トンの水が今度は維持流量と、そういう利水と合わせると宮川が切れてくるんですよね。今0.5トン、選択取水塔で流れるようになって、維持流量というものの考え方がありますよね。

それから、粟生頭首工は取水、かんがいがありますよね。そうすると、自然に一番難しいんですけども、理想に向けて川の流れが連続していくということは、自然の価値というものが非常に大事だと思うし、一番計算しにくいところであるんですよね。

ですから、河川整備方針が出ましたですよね。今後、整備計画というものが今年度ぐらいからスター

トすると思うんですけども、そういうときに整備計画というのはおおむね30年ぐらいたと聞いております。長長期的な流れの中で、そういう維持流量とか正常流量とか、そういうところは三重県としても宮川ルネッサンスの考え方に基づいて、どのようなものを計画時において発言をしていくというか、そういうことは可能なんですか。おおむね30年ということで。

木本参考人 おっしゃったように、国交省の整備はターゲットは大体30年ということで、それから国交省で岩出の正常流量、これと私どもルネッサンスでやったこの考え方、直下流量というのは、全く今のところは関係がない。我々が決めた数字の後に、去年でしたか、正常流量が決まったのは。したがって、その整合性というのはまだ検討されておらない状態です。

ご質問のお答えになったでしょうか。

藤田委員 先生の話を知っていると、2トンという意味が、当然維持流量と利水ということで聞かせていただいたので、正常流量というその辺の考え方がどういうことかなと思ひまして、ちょっと聞かせていただきました。

木本参考人 国交省の正常流量はまさしく今おっしゃったように、利水分、それから最近河川法が改定になりますので、環境分、生態分、これがとても難しいんですけども、そして維持流量ですね。この維持流量の扱い方も難しいんですけども、そういったものをたしあわせたものが国交省の正常流量で、その流量を岩出の地点で確保しましょう。必ずではないんですけども、これも割り込む場合もありますので、一応我々の形と同じ国交省がこの宮川を管理するに当たっての基準目標というか、そういうのが正常流量だとご理解願えればいいのか。

もっとも河川室のフォローも、私の説明でいいかどうか。

藤田委員 今の話に関連といひますか、もう少し伺いたいんですけども、これは宮川の正常流量というのは、この右のルネッサンスの前のページに河川、砂防という事業がありますけれども、岩出で期間によって6トン、4トンとなっているのですが、これは2トン、5トンの流量との関係、今のところ関係がないというお話ですけども、今後正常流量を国のほうで、例えば岩出地点だけじゃなくて、粟生地点とか、あるいはもうちょっと上流地点の中でどれだけとか、そういうところまで国の方で決めていただくようなことが出てくるのか、あるいはもう少し関係性の部分について今後の課題というんですか、その辺のところ、もうこのまま国交省の正常流量なら正常流量でこれは独自でいいんだと、県は県で宮川ルネッサンス流量として独自に設定していけばいいんだということでもいいのか、どこかでは少し議論の調整が要るのか、もう少しこのあたりのことについて。

木本参考人 今おっしゃったことですけども、ルネッサンスの流量回復の値と、それから国交省の正常流量の値がすり合わせたということは聞いておりません。私どもについては、正常流量が決められたのはつい最近知った次第なんです。

先ほどおっしゃったように、例えば岩出で6トン、粟生で5トン、数字的には非常に近いんですけども

ども、数字だけでもカバーするようですけども、有力な支川はすべて粟生頭首工寄りの下流です。したがって、岩出で6トンが、いわゆる国交省が保証したとしても、粟生頭首工で5トンというのは、イコール保証できるとは限らないと思います。いい支川はすべて粟生頭首工の下です。

藤田委員 その2トン、5トンもこの設定をする際の議論として、先ほどから、県の説明の中で2トンを設定したら随分電気量が減るんだというようなお話もありましたけれども、私はよくわかりませんが、実態的に今の説明ほどそれが減るのかどうかというところが、もう少しわかりにくいのでありますけれども、少なくとも三浦の方に放出しておる水が減ることには違いないわけですが、こういった2トンを設定した場合に、三浦湾への影響がどうなるんだとか、そういうところについての配慮をどうするかとか、そういった議論が水部会の中でどういようになされてきたのかという部分があったら教えてくださいたいと思います。

木本参考人 記録には残らないというか、残さなかったはずなんですけれども、先ほど長長期で2トン、5トンと申しましたのは、森林整備、世間で言う文学的表現の緑のダムだとか、それから人口減による水、利水の変化、そういったことがいろいろあるだろうといったこと、それを推測するのは非常に難しい。

今おっしゃった発電水を分けてもらうということも当然含む。その中でやはり発電水を分けてもらうのは一番確実である。したがって、三浦からの分水を受けるのでお願いしなきゃならないだろう。先ほどのお言葉を拝借しますと、三浦湾へ放流する量は減ってくる。

そのときに、我々水部会、もしくは報告を上げたルネッサンス委員会の考えとしては、では三浦の方に幾ら水を返していただけますかというときに、数字を上げなくてはいけないだろう。先ほどからのご質問のように、根拠は何だということになる。それもしなきゃいかんだろう。

我々ルネッサンス委員会、それは少しきついもので水部会をつくって論議した。論議で上げたのは先ほど数字ですけども、それもあくまで繰り返しですが、いろいろな条件が、好条件があった長長期、本当にそれを目指すべき姿、当面、では幾らかということですけども、それは現実にはありまして0.5トンですね。これはちょうどいする。それが第1ステップで、これはルネッサンス委員会水部会から離れるんですけども、今のご質問に対する答えとして、今、三浦へ発電の水が落ちている、放流水が出ている。そして三浦湾の塩が甘くなって、漁場形態が相当変化した。これはルネッサンス委員会の各委員もすべて認識している。そこへ持ってきてクリアセスが水を少し戻してもらえないかということ、非常にこれあつかましいお願いだろう。ある程度自分たちで案を練って、そしていずれはお願いしに行くというのが我々の立場でしょう。

その数字が長長期はとり続けるんですけども、今すぐ長長期ですから、2トン、5トンをお願いしている意味ではない。いずれ総合的にその数字に近づきたい。

したがって、0.5トンに今なった、それをじわじわ上げていく、これはもうおそらく言葉使いは悪

いんですけれども、政治的決着というか、皆さんのネゴでしょうね。そのところで先ほど言いました国交省の正常流量が減ってきた、それと私たちが意外だったのは、発電の譲渡という問題、全くこれは予想外の問題ということで。

真弓委員 先ほど言われた流れがあつての河川というのは非常によくわかって、宮川というのは上にダムがあつて、清流という形では日本一の川だと思つてはいるんですけれども、ダムができるとどうなるかというのは、そこにある安濃川で津市民は一番よく知っているわけで、ダムができて3年目に土砂が堆積して、今やもう川の中に大木が生い茂るみたいな。多分何も、0.5トンの放流もなければ、宮川もそうになってしまうだろうという形で先生方が頑張られたと思うんですけれども、そこで出てきた2トンの話は、今の清流を維持していく、あるいはぎりぎりの数字だと思つてはいるんですけれども、0.5トンで清流を維持できるかどうかというのは、ルネッサンスの方ではどんなふうに考えているのでしょうか。

木本参考人 清流に至る1段階だと考えています。

大野委員 清流という概念やね。清流という概念が何だという。

真弓委員 特に昨年、三重県としても景観づくり条例ができて、いわゆる景観、清流とか、美しいまち並みが貴重な財産であるということが出ていますので、発電というのは財産なんですけれども、それとの整合性を図っていくのが我々でいろいろな議論をしながらやっていかないと、元がダムをつくったのが、それで分流したという経過も、県が行ったわけなので、そこが一番大事だと思うんですけれども、そこら辺の先生方から県に対する要望というのは、一番大きいところはどんなことでしょうか。

木本参考人 個人としてはなく、ルネッサンスの委員、水部会の会長としては、県がルネッサンス委員会を立ち上げて、その委員会が提言させていただいた。これを無視するとは私は考えられないというのが部会長委員としての考えです。

真弓委員 ありがとうございます。

稲垣委員 元のところでもう一度確認をさせてもらいたいと思うんですけれども、宮川直下2トン、それから粟生頭首工で5トンということで、数字はこういう形で報告を上げていただく調査を進める中で、先ほども執行部の話を聞いていますと、もともと流量回復方策、影響調査に当たっての指導、助言を得るために水部会ができましたということで、流量回復にはいろいろなさまざまな影響があるだろうと、そういうのを考慮した中で目的をあげていただく中で、今、先生のお話では、利水とか人の生活とか、周りにいろいろな今ある現状を考慮せずというか、影響調査をいろいろしていく中では考えない前提で、自然のままがこれなんですよという結論を得たというような方法だったんですが、まずそういう認識でいいのか、その周りの影響をなくした段階のことが。

木本参考人 流域の住民生活に対する影響、それは考えてないのです。むしろ発電取水はどうか、農業用水の取水はどうか、その利水の考慮です。

それから、もうちょっとつけ加えますと、うちでは論議しなかったんですけれども、当然水質のため

に、流域の下水ということは論議あったんです。

稲垣委員　すると、利水の点とかは、一応この流量回復する中で、今使っていますけれども、ないときの数値がこれ、ない前提で考えた自然の状態がこれであり、下水の分は今の確認したいのですけれども、それも今ありますけれども、その影響もなしで考えたときの目標値という考えですか。

木本参考人　2と5はそうですね。

稲垣委員　2と5は。そういう究極の形、象徴的な形という目標ですよということですよ。

木本参考人　つけ加えますと、それをすぐ実現しろとか、そういう数字ではないんです。

稲垣委員　そういう目標値があると。そこへ現在としては0.5トン宮川直下でスタートしたのが平成18年4月ということで今書いてありましたが、ここで約2年たとうとするんですけれども、この0.5トンの検証というか、なかったところに始まって2年ですけれども、これにはどのくらいかかると思われますか。その長長期的な目標に向かって第1段階のステップですけれども、これは検証していかなければいけないと思うのですよ、0.5トンになったことで清流にどのくらい近づいたかというのを。その期間というのが、この2年が妥当なのか、どのくらいで妥当なのか。

木本参考人　非常に難しい、かつ失礼ながらい質問です。一つは生態系の話がある。これはおそらく2年でいいとは思いますが。私はそちらのプロじゃないので。ただ、この前の大水があったので、あれが大きな拡大要因になっていますので、これから2年じゃなくて、今から2年じゃないでしょうか。

それから、先ほどちょっと声が上がったんですけれども、清流の定義が難しい、本当にそうなんです。清流の定義は非常に難しいですけれども、これはまだ表に出ないですが、川の流れ、景観として何がいいかという、まだ表に出てないですけれども、一応いろいろな研究方法がある。それは例えば、度会のリバーパークでもいいですし、粟生頭首工直下でもいいのですが、河原の河道、川幅に3分の1の流れ、水面が見えればまあまあ皆さん川としての景観はいいという、これは公表されたデータではないですよ。そのような研究成果がある。我々もある程度それは踏み台にしました。

それから、先ほどどなたがおっしゃったように、本当に感覚の問題で、例えばダム直下2トンになった場合に、これは手とフチというものがはっきり出てくる。それで飛沫が出る。これは定量的な調査ではないんですけれども、当然魚が泳ぐ、魚影が非常に濃くなる、清流、水質はありますけれども、水質ははかれでの話ですけれども、感覚的な清流というのは、今二、三申し上げましたということだと思います。景観としては3分の1の流れがあれば、まあまあ皆さん川の流れだと見るという、それが根拠ですね。

それから、これも皆さんご存じだと思うのですが、宮川が清流日本一というのは、岩出の頭首工から下流ですから。上流はあまりきれいではないのです。

稲垣委員　そうすると、生態系としては今後2年くらいですけれども、先ほど言われた清流の考え方でいくと、検証には第1段階がまだかなりかかるという認識ですか。

木本参考人 量の検証は、わざわざ皆さん企業庁、それからいろいろ部分でご協力をして、水を流しました。水量、水深についてはモニタリング済みです。果たしてその水量で今おっしゃった、極端なことを言えば、アユがどうだとか、昆虫がどうだとか、それについては恐らく2年かかるのではないのでしょうか。

稲垣委員 なるほど、わかりました。

それとあともう1点だけごめんなさい。先ほどから出ている岩出からの正常流量の話は、この宮川ルネッサンスで水部会で検討しているときにはなかった話だと、後から出てきた話ですけれども、当然水部会の中でも、この2ポイント、粟生頭首工と宮川直下だけですけれども、この岩出の地点とか、いろいろな考え方がある中で、今の国交省が今度出して正常流量の考え方的な理論も当時として、部会としてもあったのか、こちらも全くなくて関係ないものなのかという点はどうですか。

木本参考人 国交省の正常流量の話題は上がりませんでした。どちらかというと、我々の連続性の確保というのが正常だという、言葉は非常に別にしなきゃいかんですけれども、我々はこれが正常だと思っております。

稲垣委員 その当時、正常流量の考え方は国交省から出た後ですけれども、このような議論はなかったということですか。

木本参考人 このようなどは。

稲垣委員 今の正常流量の考え方は国交省がまだ知ってませんけれども、それに要は近いような議論というのはあったのか、なかったのか教えてください。

木本参考人 いわゆる国交省の正常流量という単語を取り上げての論議はなかったですね。実質、ほとんど内容は同じです。

河川維持流量といっても宮川の場合、下流は相当に流量もありますし、利水も本当に限られた利水ですし、ただ、もう一つつけ加えておかなければいかんのは、国交省の正常流量は岩出の場合であって、ダム直下のことは預かり知らないよということだと思います。

稲垣委員 わかりました。ありがとうございます。

野田委員 清流とか、いろいろな利水と治水の関係で議論されたということで、大体の理解はそのところでできたなと思っているんですけれども、自然に戻す、要するに渇水期のときにという議論になりますと、自然に戻すとなりますと、普通に自然に戻すとなると、もうここはいつも宮川の氾濫で水害があって当然のことだから、だったら水害のこと、いわゆる治水とか洪水とか、そういったことに関することは、逆の方向にいくのじゃないかなと思うんですね、資料でいうと。ちょっと意味がわかりづらいかもしれないんですけれども、要するに自然に戻すということは、要するに安全な川にするという意味ではなくて、氾濫を起こす川にして、そのものだというふうに私は、意見、考え方としてはちょっとずれるかもしれないんですけれども、言葉だけでとらえるとそういうふうを感じるんですね。

ただ僕は、先生の話の中で利水が治水の中で議論したということがありましたので、そうじゃないんだなというふうな、自然に戻すといっても、そういうことではないんだなという理解をしたんです。だけど、だったら自然に戻すということは何なのか。2トンだ、5トンだという数字が何なのか、この数字を自然に戻すという言葉からいけば、渇水期の量で洪水期のときはオーバーフローしてもいい数字なのか、そうではないでしょうと、やはりそういう洪水をある程度抑えるためのものにならなかったから、そのためにダムがいるんですというふうな僕は理解だと思っております。そのときにダムをすることによって、先ほども話がありましたけれども、川で機能が崩れてしまう、だからその機能を崩れてしまうから、機能が崩れるというのは、要するに動植物ですね。これの機能が崩れる。だからそれに対して何らかの力を人間が支援というか、力を、手を加えて、この河川の機能を上げよう、これの要するに集約だと思っております。それがいかに清流をどういうふうにして定義していくかということだと思っておりますけれども。その辺のことを考えると、僕はどうしても2トンの長長期的に2トンで、今0.5トン、もしくは5トンのところが3トンという議論を、だったらなぜ段階的にそれを議論、スケジュールをつくって段階的にしないのか、そのときに議論しなかったのかということを見ると、基本的に今の状態で洪水とか、そういうことを考えていくと、ダムの機能が要るし、そういう植生を動物とか、そうした機能を高める、河川のもともとの機能を高める。そうすることによって清流が存在していく、そのところの議論と、どうも理解できないのです。その辺、先生はどういうふうな。

木本参考人 よろしいでしょうか。

恐らく先進的な情報を得てられると思うのですが、非常に水位の高い洪水時の話と、高水のと時の話と渇水のと時の話、それを分けていただければ整理しやすいかと思えます。

我々はあくまでも水の少ない、渇水の話、その渇水でも自然状態だったらどれだけの渇水が流れるかと論じただけ。

今のお話は、最近の河川の管理者の場合は、わざと洪水を起こして、そしてきれいな河道をもう一遍つくって、まさしくおっしゃったとおり、そういう操作は必要だろうという、そういう方法も最近、非常に勢いで検討されています。

ただ、それはあくまで治水とか、そちらの話であって、今ルネッサンスで話しているのは、非常に少ない水をどう活用するかということですので、はんらん云々には直結しない話です、と理解願えればありがたいですが。

野田委員 ある程度先生のお話を理解できるんですけども、具体的に河川を守っていく、それとあと効率の問題があると思うんですね。そういった限界の中での集約というのが最終的にここのルネッサンスのまとめかなと僕個人は思っているのですが、その長長期的な目標を先ほども聞いて、段階的になぜ決めなかったというのが僕は疑問ではないんです。

木本参考人 それに絞って答えますと、そこまでルネッサンス委員会、もしくは水部会がやっていい

ものかどうか、あの数字でとどめざるを得なかった、0.5トンと3トンという数字を出したということとは、やはり利水者、極端なことを言うと農業用水、発電、ダム管理、その点の妥協が0.5と、とりあえずできるのはそこじゃないかと、我々の見方です。

そこから2トン、5トンへいく、おっしゃるように確かにプログラムをつくれればいいんですけども、それは我々の守備範囲を外れているのではないかと。むしろ例えば、こういう委員会をつくって、改めて検討すべき事項じゃないかというのが私たちの考えでした。つまり我々はそこまで僭越だということです。

野田委員 細かいことになりますけれども、10年間の平均をとった、その10年の時期というのはどこの時をとったのですか。

木本参考人 正確に申し上げますと、昭和62年から平成8年です。

野田委員 ということは、要するにダムもできた時点ですよね。ということは自然といっても、今の現状をダムの中での10年間ということですね。

木本参考人 正確にはそういうことですね。

数字、計算の上でダムがないですよ、粟生頭首工はないですよ、よって得た水を全部河川に戻して計算です。あくまでその計算上、もしダムがなかりせば、頭首工がなかりせば、これだけの最低の水が流れたでしょうという計算です。

野田委員 ということは、それぞれダムがなかった時期の雨の量、僕は自然で考えると、木の植生も変わってきている、当然治水の考え方も変わってきている、その辺をどう考えていたのかなというふうに思っていますので、あくまでこれは数字上、机上の議論だということです。

木本参考人 今、指摘されましたように、いろいろな方面で直近の降雨、集中豪雨だとか、多雨、少雨が非常に激しい。我々が論議しているところは、その傾向があるという時代でしたね。それが正式に計画に反映され出したのは、ここ5年ですかね、いろいろな計画の見直しとか、新規計画。だからおっしゃるように、直近の10年といっても、今から、本年度からですと直近の20年で今計算しています。

藤田委員 今まで50年間、例えばダムをつくって利水して発電するとか、そういう人間にとってはメリットになることをやってきたんですね。これからの50年、これは私の気持ちなんですけれども、やはりそういう自然に対してお返しをしていくというか、そういう気持ちも大事ではないかなと、そんな中でいわゆるミティゲーション的なそういうものの考え方の中で、川を自然に戻していくというような、そういう考えに立ったときに、宮川ルネッサンス水部会が提案していただいた昔の自然というのは、今はダムがあるけれども、いわゆる2トン、宮川直下で流せば、自然にも近くなるし、そして治水、利水というものがちゃんと保管されると、そういうことだと私は思います。

それで、なかなか2トン直下の水も出していただけたけれども、2トンというのがなかなか水をもらわないかとか、いろいろな問題がありますから、非常に難しい問題ですけども、私は流量回復とい

うことは、自然をもう一遍戻していくということが、宮川ルネッサンスというか、当初宮川ルネッサンスと、そういう意味ではモデルになっていこうという意義が僕はあると思うんです。そういう理念を忘れたときに、そういう将来をつかめないと私思ひまして、先ほど先生が言われたように、三重県からそういうことを研究してくれと言われて、先ほどちょっと聞き忘れたんですけども、2トンということに関して真剣に考えてくれということは無視することはあり得ないと先生は言われましたけれども、それが今の2トンに向けて長長期的にちゃんとした方向性を出していただきたいという意味で無視することはないと言われたんですか。それをちょっと聞きたいんです。

木本参考人 例えば、先ほどのデータの意見もありますけれども、おっしゃるように、理念はまさしくそこなんです。自然に戻す。けれども、自然に戻すといっても人は生活していますから、人のなりわいがある。その調整、バランスをどこでとるか。

ですから、それを計算、もしくは考えていくにはデータが要る。我々はその方向を示しているわけです。過去のデータ、10カ年ですけども。

ですから、新たにこれで直近20年と渡されて、数字は動くかもしれないけれども、考え方は活性流量、ただ直近での傾向なんですけれども、湯水流量というものを一応目標にしないと、話がどんどん発散すると思うんです。何か数字がないと。

例えば、2トン、5トン、それは無理だ、いやいけるという話のスタートになりますね、2トン、5トンがあれば。それを新たに数字を変えて、例えば2.5トンになるのか、4.5トンになるのか、その辺はもう一度改めてスタートしても遅くはない、その方が正確だということです。

おっしゃっていることを尻馬に乗って言いますと、やはり日本はこれから成熟国、いつもいつもオリンピックの金メダルをねらうような国じゃない。そうすると、国民の資質ですよ、これからの国の財産というのは。そんなときに自然、自然環境、都市環境、それを非常にゆとりと潤いと安らぎのほうに持っていくというのは、これは恐らく将来の50年、100年先の人材育成にとって一番の基盤になるんじゃないか。それをおっしゃっていただいた宮川の一つのモデルとして考えたらどうですか。

大野委員 あのね、大変水部会で慎重にご協議いただいたんですけども、県も含めて私も宮川の流量、自然景観で全くスポイルしている部分は、宮川ダムから下流の問題なんですね。実は大きな問題は、宮川ダムからの上流の問題にあるんです。例えば第3発電所とか、図面にありますように、大和谷発電所、これが本当の大杉谷溪谷の流量とか、自然をどれだけ破壊したか。

大和谷発電所なんていうのは、あの流れを全部とめて、これまでの谷を全部からからにして、それで一番上流の方の大台ヶ原溪谷の一番上流の堂倉のところから水をすえて、下をくぐらせて、それで大和谷へ持ってきているんですね。あの間を堂倉から大和谷のところのあそこにあった谷とか、生物、水生生物は全部死んでしまったんです。もう前の景観は何もないんです。

それと同時に、宮川本流の第3発電所から堂倉までの間の景観というのは、今はがらっと変わりました

た。その辺について、自然景観とか、流量というのはどう検討されたんでしょうか。

木本参考人 ダム上流については検討しておりません。森林の崩壊、これは県のご努力で出していたでいて、元へ戻りますけれども、森林整備は将来の間伐的な部分、ぜひやらなければいけないという。ですからおっしゃっていただいたトンネル、隧道、その他は承知しておりますけれども、そこについては水部会では論議しませんでした。

大野委員 ということは、流量がまた宮川へ返るから。

木本参考人 まあ、そうですね。ダムに返る。

大野委員 ダムに返るからということ。その辺は県はどんな調査をしていますか。大和谷発電所と第3発電所が自然景観がない。宮川のそれは、また後で見解を聞かせてください。

森本委員 大体皆さんのお話で出尽くしたと思うんですけども、粟生頭首工のところでは当面の回復目標というのは、宮川ダムの当面の回復の0.5というのは、これはダムからの放流でクリアできるんですけども、あとこの3トンについては、大内山川の湧水量とか、そういうものも勘案した上で、なおかつ農業用水の取水制限というようなこともあわせて当面3トンというような計算になるんですか。

木本参考人 そう期待してです。

森本委員 ということは、大内山川の湧水というのは、ある程度動かすものじゃないから、それで0.5トンについても、これは決まるから。ということは後の部分については、極端なことを言ったら、農業用水の取水制限という、極端に言うとなんかそういうような考え方でよろしいんですか。

木本参考人 話を元に戻して、もう一つ前に戻しますけれども、今、たまたま3トンという声が出ましたのは、その3トンで話しますけれども、常時3トン流せという発想は我々水部会はとっていません。当然湧水時、そのレベルに応じて湧水対策協議会、そういったものを設けるべきだと。繰り返しますが、2トン、5トンに現状での暫定目標を3トン、これを365日流せという大綱ではございません。湧水時は当然それなりの対応をすべきだと。

森本委員 結構でございます。ありがとうございました。

西場委員 2トン、5トンを決める議論のときに、理想形としての2トンではなかったと思うんですが、それは議論の検討の中では2トンでは少ないと。もっとそれ以上の数字があるんじゃないかというような考え方の意見があれば、それはどういう考えの基本ベースがあったのか、少し教えてください。

木本参考人 その意見はあったと記憶します。2トンは少ないという。ただこれは、どのような会議に出ても、洪水などは別として、川は平水量たっぷり流れての川だと、あればあるほどいいというのが大体川を見る方々のご意見です。何でわざわざそんな湧水量まで下げて目標値とするかという意見はありました。

西場委員 それから、2トン、5トンが水部会で提言された後、前段のいろいろ話の中でもありましたように、議会に対してはこういうものがきちんとした報告なり、議論のまないたに乗ってないんです

ね。どうもその結論を別に隠しているわけではないのですけれども、あまり表に出してこなかった経緯が結果としてあるんじゃないかと、こう思っております。

でありますので、水部会のルネッサンスとしての目標決定はできておるんですけれども、今後この2トン、5トンがいいのかどうかという議論を、やはりもう少し県民も入れた公の中できちんとしていく必要があるかなと思っておりますが、あわせて長長期ということも報告されたんですけれども、先ほど少しそういう言葉があったかなと思いますが、この長長期というのは今後県の関与、あるいは企業庁が発電をするという前提があって、そういう行政が関与した河川システム、発電システム、こういうものが前提にされてきた議論の中での結論でなかったかなと、こういうように思うのですが、その当時の議論の前提が崩れたわけですね。

今回、水力発電を、そしてダムを民間会社に譲渡するという方針が決定された、こういうことで、前提が全く崩れております。そういう意味では、水部会の皆さん方の議論、結論は今改めてそのことを前提とした再検討みたいなものがきつと入られた先生方の中にも思いとしてあるのではないかなと、こういうように思いますが、そういったことに対して、部会長として少しこの思いをいただきたいなど。

そんな形で伺いたいのですが。

木本参考人 部会長の立場も含めて、個人的にはこの流量回復に相当の時間と力を注ぎました。もちろん県の執行部の方のご努力もありまして、その後、そこに書きましたように、一つ一つステップを踏んでいかなければいけない。いつ確実なものは発電要素をこっちへ回してもらうことである。そのためには、前にも申しましたように、三浦へお願いに行かなきゃいけない。数字も決まった。さて三浦へお願いに行こうということで、そのときに三浦で会議をしたんですけれども、我々も非常にうかつだったのは、こちらで流量を分けてもらえるかどうかということを正式にまだ三浦の方へはお話ししてなかったということで、なかなか漁協の方々、非常に不満と不安を持っておられた、これは間違いないことです。これは非常に悪かったと思うのですが、冒頭申しましたように、数字を決めないことには、行ってくださいということにはならんで、かなり数字で詰めておったということ。

それから、具体的に三浦に入って現状の発電の定義、放流水がどれだけ塩を甘くして、どのような拡散というか、真水ですから、塩水の上を走ります。どのようなものなのか、そして三浦の漁業というものはどう変遷してきたのか、そのようなことを県の方でも調査しかけられている。さあ、じゃあ、それはあくまでも現況の放流水がどのような湾内に影響を与えているか、満ち潮、引き潮のとき、すべてモデルを組んで計算してもらったんです。そのとき組合長さん、漁協の方とみんなで検討し合ったという経緯があります。

これからは個人的な意見なんですけど、私個人としては、漁協さんからかなりいい顔色をもらったというか、感触。と申しますのは、エチケットでその調査は水を分けてくださいという調査ではありませんと。あくまで発電の水が三浦湾にどのような影響を与えているか、どのくらい塩を甘くしたか、

ということの調査。もちろんそういうことを伝えて漁協さんに全面的に協力していただいた。あくまでも調査はそこまでです。

私の思いは、さっき言われた思いということですが、じゃあ、そのモデルをもう少し精度を高めていく。今、日7トンですね。ただ放水のときは2度、ほとんど24トンでしたかね、平均日の方がいいですね。日7トンから1トンへ差し引いて戻していただいて、6トン放流したときに今の漁場がどのような影響が出るのかということをやってみたいと思っております。

そこに発電所譲渡の話が、おっしゃるようにぼんときたということです。階段を上がっていった先で何かすぼんと落ちた感じで。非常に慎重に運びました、私は。

藤田委員 1点だけよろしいですか。

先生、モニタリングをやられましたよね、慎重に0.5トン。ここに書かれておるんですけども、確かに先ほどの清流の定義の話を聞かせていただいたんですけども、水深があがるということは、川幅も広がって、それが確認できたと書いてあったんですけども、それは、私はその現場に立ち会ったことはないのんですけども、その2トンという昔のダムがなかったとき、流れた流量がずっと連続して流れたときは、このモニタリングの結果というのが、やはり専門的にいって景観もよくなって、そういうぐらいのイメージがとられたのか、その辺の結果の。

連続で実験されましたよね、0.5とか。そのときに2トン流したときには、どんな宮川に川が見えたのか、ちょっと感想をいただきたいのんですけども。

木本参考人 その前に、結論ですけども、非常に大事な水ですので、我々が上流で見たところは、2トンになったところでゲートを閉めていただいた。つまりその流れが、下流側へほんまもんとなって流れる状態は再現できなかったということです。ですから、我々はあくまであそこのこの以前、大災害が、家が流れたところ、あそこで判定して、そこで2トンまで無理やり上げてもらった。

ですから、おっしゃるように、2トンが1日継続して流していただくと、それは全部見れたんです。それはもったいない水ですので。その地点だけにしました。

大野委員 確認ですけども、水部会の方では当面0.5トンということで、長期的な課題として2トンということを追求め、実現していかなければならないというお考えですね。

それに対して、今回の譲渡の問題というのは、やはり水利権がついてくるのでしょうか。これは執行部の方。譲渡の問題は、譲渡先についていく水利権は何トンですか。

浜中企業庁経営改善推進監 現状のままです。

大野委員 ということは、今水部会の方で、将来的に課題として県もこれは真摯に取り組んでいただけるだろうとあって、ご説明いただいた2トンということは、結局譲渡してしまえば、もう県の手を離れてしまって、譲渡先の水利権、いわば譲渡先との話し合いになるわけですか。これはあくまでも県との話になるのですか。そこはどうですか。

浜中企業庁経営改善推進監 今のままでそのまま水利権つけて譲渡すれば、その権利は発電会社の権利になりますので、先生のおっしゃるとおりだと思います。

大野委員 今、県は水利権をつけないで譲渡するのか。

浜中企業庁経営改善推進監 いえ、その水利権をつけて当然譲渡する、発電のための。

大野委員 それはそうしなきゃ譲渡できんわけでしょう。ということは現実的には、2トンという問題は譲渡してしまえば、県の手を離れて、譲渡先との話に。それについて今度は2トンというのは、水部会の方でこれは県の課題ですよと、長期的な課題ですよという、そういうご提起をいただいて、それに対して県はどう努力するの。

辻交通・資源政策監 私当時、水部会の事務局に座っておりましたので、現在先ほど木本先生からご説明いただきました三浦湾への調査も平成16年度、17年度、18年度と3カ年やってきたんですけども、私17年度から担当室長として携わっておりましたので、そのことを含めて説明させていただきますと、今の水部会がございましたのは、平成9年、10年、11年の3カ年を主に調査して、先ほどのモニタリングの話もございましたけれども、これを宮川ダムと粟生頭首工から水をそれぞれ流してみ、その下流で、例えば宮川ダム直下では久豆地点というところです。そこでどのような流れ、川幅が増えたり、水位が上がってきたりというのを観測したり、連続性がございません。また違う時期に粟生頭首工から水を流してみ、下流の度会町宮リバーのところでは当時の漁業組合の方たちですとか、農業の方々、それからまた行政の長の町長さんですとか、実際2トン、3トンとか、そういう水の流れを見てみた、観測したというのがモニタリングでございまして、関係ございません。

したがって、当時のルネッサンスの水部会は、あくまでも当時の位置づけはここにもありますように、ルネッサンス委員会の中の一つの部会といいますが、もちろん計画部会と水部会の2つの部会があったわけですが、その部会の中で委員会に提言するという立場のものでございます。その資料の中でも資料2の3の水部会報告の1番の基本的姿勢というのもございますが、あくまでも委員会で報告するのが与えられた作業課題ということで、3番、3行目にございますが、この中で進めてきたものでございます。

したがって、先ほどその資料2のインデックスのあるペーパーで、県としましては、先ほど言いましたように、当面の目標として0.5トン、粟生で3トンというのを定めまして、これに基づいていくと。これにつきましては、ルネッサンスの中で別途基本計画というのも策定しておりますし、それから年度の計画を実施計画という形でつくっております。これは現在も第3次の実施計画を策定しております、これにつきましては、県ももちろんですが、流域の市町の担当の方々、市町の首長さん、流域の住民の方々等と議論しながら進めておるわけでございまして、県としての流量回復についての考え方は、まさにこの実施計画に示させていただいているのみでございまして、当面、コンマ5トン、粟生で3トンというのが県の現在での考えでございます。

大野委員 そこはよくわかっているんですけども、お聞きしたいのは、水部会の方で、県としては

当然水部会の提言については、今すぐではないけれども、受け入れて、将来的な課題として受け入れていただくべき、そういう立場にあるという、そういう先生のご説明なんです。それはどうですか。

辻交通・資源政策監 私は当時のルネッサンス委員会の事務局をしていた立場でもございません。水部会の方の立場だったものですから、県の当時の考え方を言うのはちょっと僭越かも知りませんが、あくまでも当時はルネッサンス委員会というのは確かに県が立ち上げましたし、県が事務局の中心になって進めてきたものでございますけれども、県として例えば提言をいただくとか、諮問をいただくとか、そういうふうな性格の委員会ではなかったと思っています。あくまでも宮川のルネッサンス事業、全体の望ましい宮川の将来像を確保するために、いろいろなビジョンを作成したり、そういう学者先生なり、流域の方々なり、いろいろな方々が入って、どういうふうにやっていくかという、当時のやはり言葉で言えば流域圏づくりのモデルとして進めていた、そういうようなものでございまして、当然委員会の提言につきましては、県としても現在もルネッサンス事業を進めておりますように、内容については尊重すべきものとは認識しておりますけれども、その結果を先ほど言いましたように、将来の長長期の目標を当時定め、ステップ、段階的な目標を定められなかったというのもまさにそうだったと思うんですけれども、あくまでも実施計画で示しているのが県の判断だと思っております。

大野委員 では最後にします。端的に、ということは、2トンということは、民間譲渡されれば、これは幻の水量ということになっていくという今のご説明ですね。

辻交通・資源政策監 資料2の中にありますように、ルネッサンスの2トンなり、5トンの目標の水部会で当時議論されましたいろいろな方策がございます。その中に資料の3ページにあるんですけれども、7つほど方策を掲げまして、資料2 - 3の7ページですけれども、この流量回復の方策としても目標値も当然定め。

あちこちありまして、資料2 - 4という部分の1ページの2もありますし、もう少し前の資料2 - 3の3ページにも同じようなものが両方あります。同じことでもございまして、7つの方策を掲げまして、例えば1番は発電ダム容量の活用ということで、今議論していただいたようにこのところの部分になるかと思えます。それから宮川ダムを弾力的活用ということで、もう少し制限水位を確保したりとか、ダムの治水の部分から流量回復の容量を確保するとか、そういうような議論でございます。

3つ目が、三瀬谷ダムの発電容量の活用ということもございます。これは粟生も流量回復の対象でございますので、こういう検討がなされております。

三瀬谷ダムの死水容量、これは死に水容量、よこ水と私説明しましたけれども、三瀬谷ダムに発電に使っている水よりまだ下流に水があります。それを活用したらどうか。

それから、農業用水の合理化です。これは農業用水につきましては、流域内の斎宮池を10倍の大きな調整池にしていただきますし、また幹線水路とパイプライン化して、末端水路までパイプライン化すれば、合理的な水利用もできて、粟生頭首工からの水の取水を減らせる、こういうふうな検討もして

おります。

6番は流域全体で取り組む問題として、森林整備等による保水力の向上強化。

7は新たな水源の確保が必要ということで、今あるダムのかさ上げですとか、新設ダムの建設とかという議論がありましたけれども、これにつきましては非現実的な話として、ルネッサンスの精神にすぐわないということで議論をしませんでしたけれども、やはり6番の森林整備等を含めて、流域全体で取り組むべく目標ということで先ほどの流量回復目標が設定されてきたと認識しております。

したがって、ダムは発電だけするものではないという認識でございます。

大野委員 わかりました。

中村座長 貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

木本参考人 大事な討議の中で中座して申しわけございません。津に在住しておりますので、第2ラウンドがあれば喜んで参りますので。

中村座長 またそのときは。

どうもありがとうございました。

委員間討議

- (中村座長) 今日は流量回復を中心に、基本的な宮川の状況を交えながら情報収集し、議論もした。今後の進め方について、皆さんの方でももう少し一体的にこの問題をとらまえていきたいと思う。今までの議論で意見のあったのは、当該の首長さんたちからの話を聞き取り、考えていくそんな場面も必要かと考えている。
- (稲垣委員) 当該首長さんの意見を聴かせてもらうことはいいことと思うが、ただ、テーマを絞らないと要望会になる。要望を我々が聴く場ではないと思っている。例えば流量回復した場合、地域がどうなるという意見があれば聴かせてほしい。絞った形で依頼して欲しい。要望は止めた形で進めて欲しいと思うが。いかがですか。
- (今井委員) 流量回復の問題と今回の電気事業の民間譲渡するそのスピード的なことについて、超長期的な2トンの話がありましたけれども、かたや大野委員が言われた民間譲渡することによって流量回復への道がどうなるのか。民間譲渡の目標時期はあるかと思うので。スピード的なことが気になる。
- (藤田委員) 意見交換は是非やって欲しい。稲垣委員が言われたように流量回復というテーマで絞ってやってほしい。まだまだ市町の要望を見せてもらおうと宮川直下2トン担保を譲渡に対してして下さいという内容であったと思うが、私はこう思うが、2トンというのはダムができた、電気ができたメリットはわかっているが、それによって自然というものをそろそろお返しをしていかないといけないと言う価値を、減電ということでもらうというように数値のでもものと、将来に対して価値を議論していくという難しい数値に出にくいものがある。地域の流域がそういう思いができたときに、流量や自然が帰ってくるということは、地域の資源として、また今宮川ルネッサンスはモデル事業で三重県の大きな政策である。流量回復のなかで特に首長さんと議論したい。なかなか2トンということで、そこまで深い議論されていないし、先生の話の中にモニタリングしたけれども、水がもったいないからこれだけのことしかできなかったということであった。常に経済だけの物差しで議論に入っていくと一番大事な将来の30年、50年後の議論がかなりごちゃごちゃになってしまって怖いと思う。こういうときこそ宮川や自然を取り戻すということの価値ほか、そういうところを真剣に議論すればいいと思う。特に宮川の流量問題を一つの切り口として首長さんと議論して、どういう意味で2トン直下のこういう要望をあげたのか深く議論させていただきたい。
- (森本委員) 藤田委員の考え方で良いのですが、市町の中に、紀北町の町長も当然入れて欲しい。真弓委員に言いたいのが安濃ダムができて約4,000町歩近い地域、河芸まで行って、いわゆる干ばつの被害が無くなった。安定的な取水ができた。今までは干ばつの時、井戸を掘

ると塩害もあった。そういうプラスの面もある。日常に出てくる流量は多くなくて、厳しい中で水がたまらない。もうひとつは、神戸の地域は毎年洪水を起こしていた。あれは、農業用水で治水は何もないが、しかし治水の役割もさせられている。何月から何日までは7割ぐらいしか水を貯めてはいけないということのなかで、神戸の洪水が防がれている。必ずしも自然回復という環境から言うならばダムをとればいいが、とると大きなリスクがあるということを承知しておいて欲しいと思う。

(真弓委員) 十分理解しています。私の前任者も安濃ダムができて、農業には良いと言っている。

(藤田委員) 正常流量の議論が出た。整備方針をつくるときは知事も整備委員になっている。それが出来上がってきた。今から整備計画を宮川でつくる。そういう昔の流れでそういう計画が作られる。整備方針というのはそもそも100年ということで絵に描いた餅のようで問題はないが、整備計画は30年で、具体的にできることをやっていくということらしい、専門家に聞くと、それらの整合性とは言わないが、むしろ宮川ルネッサンスが今まで段階的に積み重ねてきたものを最後まで到達せずにいくことは、先生の話も聞いていてももったいない気がするので、議会に報告を受けるような形をしていかないと最近思った。知らないうちに勝手に行政が国の計画が宮川という地域の流域の関係のないところで決まってしまう、せめてそういう報告をいただくことをこういう委員会の中で提言していかないといけないのではと思う。

(森本委員) 最初に大野委員が言われたことも併せてそのとおりと思う。

(大野委員) 市町長がきていただく前に、選択取水をつくる時に例えば地域の町とどのような確約書とかが交わされているのか。漁業組合も補償をもらっている。補償の中で何を約束しているのか。そこをきちんと整理しないと。補償とか解決しているものがまたあがってくる可能性がある。市町と話をする前に、すでに補償とかの形で問題があるけど解決している問題は何か。解決していない問題は何か。そこを整理してから話し合いをしてもらう必要があると思う。もうひとつは、これからは2トンという課題に向かって、民間譲渡をした場合、譲渡先と県が窓口になって話ができるような、そういうようなことが可能なのがすべてである。そのへんについて執行部と議論しておかないと完全に綴じ目でもう2トンなんか民間譲渡で終わりですよという中で議論しても、から議論になると思う。仮に譲渡しても、2トンという県と譲渡先との継続的な課題であるときちっと覚書などにしていって、将来的なこと、今すぐではないが、限られた時間の中での解決していく一つの方策ではと思う。そのへんについてもフリー討議しておいたほうが、最後まで走ってしまってもなかなか解決が難しいと思うので。そういうことも含め座長さんも今後の運営を考えていってください。

- (野田委員) 今の野野委員の発言ですが、契約できたならというような考え方なら、この会議で不履行にさせるという議論もありきですか。そこまでこの会議はつっこんで議論するということですか。
- (森本委員) 結果的にはあるでしょう。
- (野田委員) ここで決議するのか。
- (藤田委員) 決議はしない。議会でやる。
- (森本委員) 極端なことで、2トンということなら中電はいらないと言うかもしれない。そういう可能性も含めそれはあるということではないのでは。
- (野田委員) 契約する、しないということまでは、ここではしないということですね。
- (大野委員) 将来的な課題として、2トンがあり、1.5トンがあり、1トンもある。2トンが完全に固定したものでない理解を我々もしておかないといけない。
- (藤田委員) そのとおりです。2トンが本当にどうだと誰もいえない。そういうことをちゃんと段階踏んできた途中で、ストーンと無責任にやるのが契約段階に入っていったら大野委員が質問されたように水利権は中電に移るんです。この際、こういうことをしっかりしていくということが、中電にとってもいい。うやむやにいて、中電が引き受けて、後からこういう問題が起こってきた、というよりは地域の課題を三重県が方向性をきちんとやって、契約をやってくださいという話なんです。野田委員の言われたように、ここで中電へ譲渡するかという結論をとるものでない。だからこそ重要な意見が言えると私は思う。
- (西場委員) 県の今までやってきた問題を今日いろいろ出てきたが、ひとつは、宮川ルネッサンス事業は議会でもやんや言って、こういうのをやろうと言って10年間やってきた。そのひとつの結論の2トン、5トンの問題にしても議会に戻していないし、県民に殆ど公表していないというようなやり方である。そういうものがあって、うやむやのまま今度今までの前提を覆すように民間譲渡するということに入っている中で、県のこんなやり方では問題解決しないし、民間譲渡も藤田委員が言われるようにきちんと成就できない。我々は県のやり方に対し、しっかりとした立場をつくらなくてはいけないということでこういう検討会をつくったと思う。ですから、県の説明は、最低必要限いただくとして、これからは県以外の地元の市町、関係団体等、参考人中心に聴き、できるだけ委員間協議で県のひづめの部分に物を申していくようなこれからの協議の進め方をして欲しいと思う。大野委員が結論的なことを今言われたのですが、超長期的な2トンを今後協議していく道筋というか、中電に関する関係性を県がどう持つかということころは、100歩譲ってそういうことになるかもしれないが、やはり県が関与して宮川総合開発計画をここまできて、その大前提が崩れるのですから、この時点で中部電力を中心としたこれから宮川が始まるので、これが

ら中電が入ったなかでこれからの中期、長期をどうするのか、ここで一定の結論が出ないといけないと思う。そういう結論を出させることをもうおそらく県に期待してもいけないから、議会しかないと思う。精一杯の議論をして代表機関として結論を出していただきたいなど。そうしないと中電中心にこれから動き出したら、こんな議論はなかなか詰まらない。今の時点で是非議論させてほしい。

(野田委員) R D Fと同じような結果といえばおかしいが、議会は責任を持たずに言うだけになるとこれからのあり方は、議会の責任を併せて議論していかないと。履行するか、不履行にするのか、おおきなターニングポイント持っている、今の議論を続けると。議会の責任を認識していかないといけない。議論だけで2トンありきになってくると大きな問題にある。そのへんも含めて議会の責任を見つめ直すいい機会と思う。それも併せて提案したい。

(大野委員) それはそうだと思う。スタートは議会の野田委員も入っていただいた検討委員会である。そのスタンスがひとつベースである。先生方の議論全く反対ではない。2足の草鞋を履くようになってきているわけですね。

(野田委員) 基本的に民営化の方向でやるべきではないかと答申を出した以上、ある程度不履行になるようでしたら、意見が強くなって要するに足かせをして執行部が結論でないということになり議会でしょうということになれば、大きな矛盾が私には生じる。その時には又別な意思を言わせてもらわなくてはならないと思う。

(藤田委員) 議会が民営化、譲渡の問題、先程からの歴史認識の中で20%から10%になったようななかで妥当な提言と思うが、民営化に対することはいいことだと思うが、将来の大事な水のことや、30年50年のことを議会がちゃんと議論しないで、余談をもって議論することは非常にこわい。初めからありきなら議会はいらないと思う。ディサイドするのが議会がやるのだから、余談を持たずに三浦のことやいろいろなことを本当に真摯的に議論するのが大事である。それが責任である。放棄するようなら逆にいらない。混在するが真摯に将来のために議論するのがこの宮川プロジェクトだと思う。最終的には、議決機関なのでみんなの意見の中でディサイドするということがはっきりしたルールであって、余談を持ってやるくらいこわい議会はないと思う。どうぞ自由にやってそれで方向性をまとめてやるのが大事と思う。

(西場委員) 我々が今提議している課題について県は説明していない、回答していない。全然回答しないままに交渉は進んでいるわけです。今回の予算を見ても、中電と交渉するという予算だけであって、これにまつわる、県も言葉で言っていますけれど、今まで関連したもの、継続することを努力しますと言っているが、もう1年しかないのに実質、今年予算書の中に何も入ってきていない。こんな全く説明不足の話のわからない中で、県の大事業が進

んでいくことはとうてい理解できない。今日説明させても、殆ど理解できる説明は無い。それこそ知事、副知事呼んで議論させてもらいたいけれども、まだその時期ではないと思いますので。中電へ譲ることは理解しているし、一つの改革であります、それが最善ではないと思う。三浦にとっても、これからすべて中部電力まかせになるのですから。そういうものすごく不安定な先々の問題がたくさんある。納得いく回答をいただくまで、我々はきちんとチェックしていかないといけないし、言うべき提言があればしていただくようまとめてもらいたい。

(大野委員) 注意したいのは、今日固定資産が141億円とでてきたが、これまででてきていなかった。出てきたということは中部電力と価格の話をしていることを議会が知らないではないかと言ったら、プロジェクトに141億だしてありますと言う風に利用されないように。歯止めしておくことが必要。

(藤田委員) 本心は大学の先生にそういう我々が計算できないものを聴かせていただき、未来のそういう価値、宮川が良くなることによって地域資源が増えて、そういう価値がわからない。住民同士もまだまだそこまでは、お金の物差しだけだから。こういうものが出てくると、こちらが計算しやすいものだけ出てきて、将来の大事なものが矮小化されてしまうおそれを議会としてはしっかり持ち、未知の分野を議論して、それと便益はどうかという議論ができるようもっていきたい。

(西場委員) 電源のマイナスの資料なんて、流量対策に対する我々の圧力だけでなく、中部電力の交渉に対してもものすごくマイナスになる。そういう全体を見られない担当者がやっているというのはおかしい。

(藤田委員) こちらの数値だけ出して、お金だけの問題だけにしてしまう議論でないから難しい。地元の流域の人たちの2トンのコンセンサスづくりもまだされていない、現状は。水部会がしていても。座長、ご理解いただきもっと現場での話をちゃんとしてやっていただきたい。

(中村座長) 徹底的に議論する場面をまたつくりたい。次回ですが、参考人を呼びたいと思うのですが、たくさんの方がおこしいたいても議論が散乱してしまうといけいないので、稲垣委員からお話がありましたように、ある程度論点を絞った上で向こうに伝えていく必要があると思う。参考人の首長さんをどこにするのかということ有り。紀北町さんは先程話に出ましたので前提にしている。大台町さんが近い。あとはどうか。

度会町、伊勢市、大紀町 の声有り

正・副座長で協議して下さい。の声有り

(中村座長) 全部は難しい。今出た名前のところを中心に整理させていただくことでよろしいか。

(大野委員) 要望書の繰り返しにはならないように。それが、ベスト。

(西場委員) 県の出席は必要ないと思う。

(中村座長) 流量中心ということでよろしいか。候補日は向こうの都合もありますので議会と議会の間を中心に調整していくということで。難しい課題ですがご協力よろしくをお願いします。

〔閉会の宣言〕